

令和4年度第1回荒川区環境審議会会議録

日時 令和4年11月15日(火)
午後3時～4時30分

場所 荒川区役所 5階 大会議室

出席者

【学識経験者】 市川 祐三(会長)

【委員】 高田 忠則(副会長)、北城 貞治、菊地 秀信、
北村 綾子、河内 ひとみ、飯田 武彦、清原 美佐子、
湯田 啓一、川上 晋、稲葉 裕之

【事務局】 古瀬環境清掃部長、木下環境課長、
篠原清掃リサイクル推進課長、鈴木清掃事務担当課長、
泉谷リサイクル推進専門監

欠席者 志村 博、木塚 順夫、佐藤 安夫

傍聴者 1名

配付資料

- 【資料1】議事説明資料
- 【資料2】地球温暖化対策実行計画素案
- 【資料3】地球温暖化対策実行計画素案 概要版
- 【資料4】アクションプラン素案
- 【資料5】荒川区地球温暖化対策推進条例素案
- 【資料6】これまで及び今後のスケジュール
- 【資料7】委員名簿

(1) 開会

(2) 議事

(会長) それでは、今回の審議会の次第に従いまして議事のほうに入らせていただきます。

 議題 1 及び議題 3 は実行計画と進捗状況、改定素案、それから、関連する条例の素案でございますので、一括して審議をしたいと思います。

 議題 1 から 3 までを一括して事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 説明

(会長) では、ただいまから説明のありました内容につきまして、委員の皆様方からご質問あるいはご意見を承りたいと存じます。

(委員) 大変恐縮です。時間の関係もありますので、基本的なことを 3 点ほどお聞きしたいなと思っております。

 まず確認ですが、説明資料の 7 ページ、基準年度、目標年度、削減目標及び削減方針が新たに設定されたわけですね。そうしますと、基準年度が従来ですと 2000 年ということですね。これが 2013 年になったと。そして、従来のは 2000 年を基準にして、全体で約 24% 削減。あとは、新たなものは 2013 年を基準としまして 47% 削減。そうしますと、ここで確認させてもらいたいのは、基準年度を 2000 年にした場合に、2030 年度までの削減量というのは、どのような削減量になっているのか、確認させてもらいたいと思います。

(事務局) ただいまご意見ございました数値でございますが、ご指摘いただいたとおり、基準年度が今回 2013 年になってございます。仮に 2000 年度のままであった場合の数値がどれくらい変わるかという試算をしてみたのですが、今、47% というふうに申し上げましたが、2000 年度比にしますと、大体 43% くらいになるかと思えます。ですので、43% からさらに 4% 上乘せさせていただいているというような内容になってございます。

(委員) そうしますと、従来基準年度で計算しますと、4% 努力をしなければいけないということですね。それで、気になることがあります。説明資料の 8 ページをご覧になってもらいたいのですが、これは環境課長さんの冒頭の説明でもあったように、あくまでも前提が CO₂ の排出係数が 0.45 を

0.25にする。すなわち半分にするということですよね。これがあくまでも大前提なのかなと思っております。

しかしながら、現行を考えますと、ウクライナの情勢等々によりまして、電力が逼迫しておりますよね。そうすると、恐らく今度の冬、来年の4月にかけて、予備率の3%が確保できるかどうか、やはり心配にならざるを得ないわけです。先ほど説明にありましたように、2011年度から火力発電に頼らざるを得ないというような状況が生まれてきたわけですよね。そうしますと、どう考えても当時の東日本大震災までは、たしか総発電量の約20%から25%が原発に依存していたところですがけれども、現在まで恐らく4%ぐらい軽減になったと思います。原発の再稼働はやはり言うは易し、行うは難しで、なかなか難しいわけですね。そうしますと、やはり火力発電に頼らざるを得ないというような状況があるということが容易に想定できるわけでありましてけれども、CO₂の排出量とも大きな関係が生まれてきまして、恐らくCO₂の排出が思った以上に達成できないのかなと、こんなふうには思わざるを得ない。この点につきましてのご認識と対応につきまして、お伺いしておきたいと思います。

(事務局) 委員からのご意見、本当に重要なポイントだと思います。おっしゃったとおりでして、この計画の削減目標につきましては、8ページのほうに記載がございますけれども、こちらの数値がここまで一定の数値まで減少しているという前提になってございます。今、ウクライナ情勢とおっしゃいましたけれども、今後の電源構成の変化による影響というのは、今後出ていくのかなというふうに考えてございます。現在の改定計画の進捗状況につきましては、電力の排出量、排出係数も含めて、国ですとか東京都の動向を確認しながら、今回の環境審議会ですとか温暖化対策協議会でご報告していく必要があるかと思っております。まだ現時点では見えないところが多い状況ではございますけれども、必要があれば、例えば現在中間年度での見直しなども行っておりますし、こういったタイミングで内容の検討、見直しを行っていくというのは1つ選択肢としてあるのかなというふうに考えております。

(委員) 今、ご説明がりましたが、あくまでも排出係数が0.25の削減を前提として計算された結果の荒川区の目標数値だと思います。そう考えますと、どう考えても火力発電に頼らざるを得ないというような状況が長期化します。そうしますと、当然、排出係数に大きな影響を及ぼしてくるわけですので、その折には、その都度、議会、また、当審議会に報告していただい

て、ありのままの数字をお示ししていただいたほうがいいのかなと思いますので、あえてご答弁は結構でございますけど、よろしく願い申し上げたいと、こんなふうに思います。

もう一点、確認させてもらいます。いろんな分野で削減の目標に対しまして努力をしなければいけないということですよ。そうすると、環境課の果たすべき役割というのは、もちろん旗振り役という大きな役割はあるわけでございますけれども、荒川区全体でこの問題に対応していかなければ、実効性が上がってこないのかなと思いますけども、この点につきましてのご認識と対応につきまして、お答え願いたいと思います。

(事務局) 今、委員からご意見ございましたとおり、省エネとか節電対策、あと、再エネの活用なども温暖化対策、温室効果ガス削減のための取組については、環境課が中心となって進めていくことになるというふうに思っています。ただ、少し先ほど触れましたけども、風水害対策ですとか、あと感染症対策などは温暖化による影響、いろんな分野に及んでいるわけですけども、そういったことも勘案しまして、全庁的な対応が必要かなというふうに思っております。

この計画の適応策、温暖化が一定程度進む中でというのはご案内しましたが、適応策につきましては、環境清掃部だけではなくて、健康部ですとか防災都市づくり部など関係の部署でヒアリングですとか打合せをした内容を経て作成したものでございますので、具体的で非常に実効性のあるものになっているかと思っております。

今後、各部での政策、特に適応策になってくると思いますが、進捗状況につきまして、前回の環境審議会ですとか温暖化対策協議会などでご報告いたしまして、議会の皆様にもご報告いたしまして、全庁的な取組としてやっていきたいと思っております。

(委員) 今日、副区長がいないので、いたしませんけれども、やはり旗振り役というような大きな役割があるとするならば、環境課の立ち位置、場所、本庁舎に戻すべきなのかなと思っておりますので、これはこの審議会が終わりましたならば、副区長のほうにお伝え願いたいと思っております。

そして、最後にお聞きしたいのですが、特に家庭部門、これはに関心があります。というのは、私ごとで大変恐縮なわけですけども、私の妻はエコレシピをやっておりまして、10日に1回、家内が考えたエコレシピで全員食事をしています。そういう細かなことも非常に大切なことなのかなと、こんな

ふうに思っております。

そこで、あえてお聞きしたいのですけれども、当然、世帯数が毎年増加しておりますよね。それに伴って、世帯数の増加と同時に消費エネルギー量も増加するということは安易に予測がつくわけでございますけれども、にもかかわらず、家庭の消費エネルギー量が低減されるというようなことは、いかに家庭の方々がこの目標に向かって努力されている証左なのかなと思いますけれども、この点につきましてのご認識についてお伺いします。

(事務局) まさにおっしゃったとおりで、本日お配りしております冊子、皆様の手元の24ページのほうに家庭部門におけるエネルギー消費量の状況というのをまとめてございますが、もちろん人口が増えておりますので、区全体のエネルギー消費量自体はほぼ横ばいか、ちょっと増えたり減ったりしているのですが、1世帯当たりエネルギー消費量というのはずっと減少傾向にございます。これは皆様の日頃の省エネ行動の取組の成果だと思っております。こういったことを皆様、日頃から取り組んでくださっていることを私どももPRしていく必要もございまして、今回お示しましたアクションプランなども改めて皆様に知っていただいて、我慢するだけの温暖化対策だとなかなか続かないと思っておりますので、日常生活の中で取り組めるような省エネ行動の啓発のほうはしっかりしていきたいと考えております。

(委員) 時間の関係で最後にしますけれども、やはり関心を持たざるを得ないのは、東京都が発表した太陽光パネルの設置ですね。この設置につきましては、全ての家庭に設置するのではなく、いろんな条件の中で設置するということは、マスコミの報道のとおりでございますけれども、これはあくまでも個人的な見解であります。義務化というのは、太陽光パネルの設置と負担軽減、これはセットでなければ、私は駄目だと思っております。これが一点。

そして、もう一点は、将来的に太陽光パネルが大量に廃棄される時期がありますよね。それに対する対応も1つの大きな課題なのかなと思っております。太陽光パネルは非常に重要な事業でありますけれども、このような2つの課題に対しまして、どのような認識を持ち、また、目標に向かってご努力されるのか、見解についてお伺いしておきたいと思っております。

(事務局) まず1点目の負担軽減策ということで、太陽光パネルにつきましては、私どももエコ助成制度を設けてございまして、金額のほうも一定程度、今年度から上限額を引き上げるという形で、さらに普及のほうは力を入れていると

ころでございます。

2点目のリサイクルの話ですが、こちらは非常に重要な話でございますが、東京都におきまして、今年の9月に解体業者ですとかメーカーでつくる協議会というのを立ち上げてございまして、リサイクルルートの確立に取り組んでいこうということになってございます。既に首都圏の周辺で7か所程度施設のほうで稼働しております。少し前に報道がございましたが、国においても太陽光パネルのリサイクルの義務化の検討に入るといようなこともございましたし、あと、法令化も検討しているようでございますので、国とか東京都の動きをしっかりと把握しながら、普及拡大とリサイクルというのは併せて啓発、取組をしていきたいと思っております。

(委員) ご苦労さまです。いずれにしましても、荒川区は令和3年6月にゼロカーボンシティの実現を目指すということで表明しております。やはり表明した以上は、その目標に向かって、今回の計画や条例というのはその道筋であるのかなというような思いでございますので、最後に部長、ご見解があったならば、決意と同時にご見解をお聞かせ願いたいと思えます。

(事務局) ありがとうございます。今、お話がありましたとおり、私ども、昨年度ゼロカーボンシティを表明いたしまして、それに基づく実質的な指針となるべき、今回温暖化対策実行計画と条例のほうをつくる予定で今、議論いただくところでございます。それと併せまして、アクションプラン、お手元にあるものですが、従来のアクションプランですと比較的文言で書かれておりました、なかなか読み込まないとよく分からないという部分がありました。こちらのほうはチェックリストになっておりまして、日頃皆様が取り組まれる事項を中心にまとめていますので、こちらを見ていただければ、自分の行動はどのぐらいの貢献度を示すのかというのが分かると思えます。

今回の計画もですが、計画は実現可能な部分というものも視野に入れたものでなければならぬものです。そういった意味では、今回の計画、アクションプランも含めて、さらなる地球温暖化のための対策、荒川区としてしっかりCO₂の削減を図っていきたいというふうに考えてございます。

(委員) 結構です。

(委員) ご説明ありがとうございました。私のほうから推進条例にちょっと絞ってお話を伺いたいのですが、この条例の案を見させていただいたのですけれども、

荒川区らしさというのをぜひ入れていただきたいなと思って見たところ、ちょっとその辺り、薄いのかなと思うんですね。と思いましたが、先日、私、兵庫県尼崎市に行きまして、環境に非常に熱心に取り組んでいるということで視察項目として入れさせていただいたのですが、歴史的背景がありまして、あそこは工業地帯でありますので、公害が出た歴史があつて、ぜんそくですとかそういったことが負の思い出としてあるという中で環境に力を入れるという背景があつたということで、荒川区の歴史的な背景ですとかそういったものも入れていくべきではないのかというふうに思っていますが、その辺りはいかがですか。

(事務局) 環境基本条例で少し触れていたところもあるのですが、重複しない形で、荒川区の歴史的な背景ですとか平坦な地形があるとかそういったこともあろうかと思えます。どういった内容で入れるのかは、今後調整も必要かと思うのですが、いただいたご意見を踏まえて考えてみたいと思えます。

(委員) よろしくお願ひします。

具体的に条文のほうにいきますと、食品ロス削減ですとかそういったものも入ってくるということなのではございますけれども、例えば荒川区ですと、グロス・アラカワ・ハッピーネス、GAH、荒川区の区民幸福度の研究についてもやられているということですので、今、好きなときに好きなものを好きなだけ買って食べられること、これ自体が幸せと取るのか、それとも足るを知るといふ、そういった精神で日頃生活をするのが幸せと取るのか、そのようなことも荒川区らしい条例として入れ込んでいく。また、具体的な主な施策事業としてここにも書かれておりますとおり、そういった背景とともに、荒川区らしさとともに、食品ロスを削減していこうですとか、また、その次の10条のところに、自動車に頼らないシェアサイクルポート、これを効率的に配置していこうということ。そういった中で、荒川区はとても便利で、コンパクトな割には駅がものすごく多いということ。自動車に頼らなくてもいい地の利を生かした条例というのも1つつくって、区民に対して啓発をしていくという強みを生かした政策の実現というのを併せて考えていくべきではないのかなと、この辺りはどうでしょうか。

(事務局) 今、ご意見いただいた内容、確かに薄い、濃いもあるかもしれませんが、もう少し書き方は工夫ができるのかなと思えます。例えば、第8条、今回説明資料12ページのほうで書いておりますが、最近よく言われております工

シカル消費というような概念も、特に条例で直接エシカル消費という記載はございませんけども、環境物品等の選択という中でそういったエッセンスも盛り込んでいるところがございます。先ほど事例に挙げていただいたのは、車に頼らなくてもというようなところも、公共交通機関のところ、10条のところだと思いますが、内容をもう少し精査、検討してみたいと思います。

(委員) よろしく申し上げます。

最後になりますが、この条例をつくった後、どのように区民に周知をしていくかということですね。今の資料の段階でこれを見せても、ちょっと興味関心を引かないのかなというふうに思っております。

例えば、ありきたりですけど、クリアファイルを作って環境条例ができましたなんていうことも1つだと思いますし、区民に対してどのようなインパクトを与えて、どのような影響を与えているのかというのがこの条例をつくる上での大切な意味合いだと思います。その辺りの考えを伺って終わりたいと思います。

(事務局) おっしゃったとおりだと思います。今回のアクションプランもあるのですが、先ほど部長からも答えましたが、せっかくつくっても、皆さんに知っていただけてやっていたかかないと、なかなか意味がないというのは、本当にそのとおりです。

今回の資料でも、説明資料13ページで条例の概要というので1枚でまとめてみましたが、これもまだ少し字が多いのかもしれないけども、文字だけの資料をお配りしても、なかなか手には取っていただけないのかなというふうな気持ちであります。ですので、私も、今、アウトリーチという形で、特に集客型のイベントではなくて、外に出ているいろいろ啓発を行っていますが、そういったときに気軽に手に取っていただけるような形で何かつくるなど、今後考えていきたいと思っております。あと、SNSなども、区政広報部の協力を得ることになりますが、いろんな形で知っていただくというような働きかけをしていきたいと考えております。

(委員) 私の個人的なお話ですけども、学校教育に関わって、都内の公立中学校で働いていたということもありまして、子どもたちに対する啓発というのが1つポイントになってくるのかと思います。分かりやすい、また、荒川区らしい、そういった関心を持たれるような啓発を期待したいと思います。

(事務局) ありがとうございます。今、集客型のイベントからシフトというようなお話をいたしました。一方で、子どもたちに対しましては、一生に一度の機会というのが多いと思いますので、感染症に注意をした上で、なるべく啓発活動は集まった形で行っています。また、あらかわエコセンターに農園もありますし、エコジュニアクラブという環境活動に熱心な子どもたちが集まって、通年で環境プログラムを学ぶというような取組もやっておりますので、そういった中で分かりやすい形で伝えていくようなことも検討していきたいと思っております。

(会長) ほかにありますか。

(委員) 少しお伺いさせていただきます。

まず進捗状況のところですが、一人当たりのごみ排出量だとか制限数だとか、一人当たりの温室効果ガスの排出量、資料2ページ目のところに書かれていましたけれども、どれもコロナの影響やこの間の国際情勢の影響もあって、なかなか大変だったかなというふうに思います。

課長さんのお話の中で、今、セミナーですとかそういったことの参加者数がコロナのこともあってなかったけれども、今後は集客よりも外でのアウトリーチ型でやっていくので、数値の目標は設けないというお話があったのですが、実際、セミナーに参加したから、そこですぐにCO₂が削減というわけではもちろんないのですが、どの程度、区のほうで積極的に動いていたかというのが見える化されていて、頑張っただけなんだというふうに思っていて、そういう数値を見ることができたのですけれども、これに代わるものとして、何か見えるような数値で示していく目標は設ける予定なのでしょうか。

(事務局) こういった審議会ですとか協議会の場で進捗状況のご報告をさせていただくのですが、まずはどのような数値の目標というのはございます。あと、これまで、活動指標を挙げていましたが、今後につきましては、数値と併せて、活動指標ということでは設けておりませんが、アウトリーチで例えばあらかわエコキャラバンというのをやらせていただいて、1,000人を超える方に来ていただいたとか、あと、今年度から開始いたします森林整備事業につきましては、何人参加しましたとか、そういった具体的な数値は私ももっております。あと、シェアサイクルにつきましても、区内に何ポートあって、どれぐらいの利用回数がありましたというのはございますの

で、そういった温暖化対策に資する数値といたしますか、そういったものをピックアップして皆様のほうにお示しいたしまして、環境課としての進捗状況というのをお伝えしていきたいと思っております。

(委員) 分かりました。特にそれぞれのところで目標としては設けないというような認識であります。

それと、改定素案のところの7ページ辺りからなのですけれども、今回示されたゼロカーボンシティの実現に向けて、基準年度が2013年、目標年度が2030年で、温室効果ガス削減が47%、あと、削減方針、当然のことながら、荒川区独自に設けるべき必要なものだというふうに思っています。

10ページにある計画の施策体系部門に家庭、業務・産業、運輸、廃棄物、その他6ガスとなっているのですけれども、これは荒川区の場合、施策の割合的にはどんなふうになっているのでしょうか。あと、ほかの自治体でも変わってくると思うのですけれども、どんな状況なのか、教えていただきたいと思えます。

(事務局) 恐れ入りますが、お手元の資料2の冊子があると思いますが、こちらの46ページ辺り、概要のほうでも同じような感じで、こちらに施策体系の基本施策というのが載っております。これでそれぞれの部門でこういった施策をやっていきますよというのがございます。割合というのは、なかなか数値を出すのは難しいのですが、指標といたしますと、荒川区のCO₂排出量で申し上げますと、大体家庭が4割、業務部門が3割ぐらいというふうになっております。業務は業務と産業を合わせますと3割ちょっとになりますが、家庭と業務・産業が大体7割を占めていますので、こちらを重点的に進めていく必要があるのかなというふうに思っています。それで重点的に進めていく内容といたしましては、先ほどご説明いたしました3つの建物の省エネ、再エネ支援というのと、再エネの導入でいきますと、アクションプランなどを活用しました啓発の強化といったこともやっていくというような方針で考えております。

(委員) ほかの自治体も大体同じぐらいの割合になっているんですか。

(事務局) ちょっと今、手元に資料がないので、後ほどご説明いたしますが、それほど大きく変わっている内容ではなかったかと思えます。もし時間をいただければ、全部の23区はないとは思いますが、お話しできると思えます。

失礼いたしました。資料がありました。周辺で申し上げますと、例えば墨田区は2030年までに50%削減、大田区は46%、あと、お隣の足立区は46%といった感じで、50%前後が多いのかなというふうに思っています。

(委員) どうもありがとうございます。

温暖化は身近なところでも私もこの間感じたのですが、明日、ちょうど西の市、二の酉があって、皆さん、お近くなので行かれる方も多いと思うんですが、80代の区民の方が小さい頃に御酉様に行くときは寒くてマフラーと手袋をしないと行けなかったのというような話をされていて、私も11月になると行くのですが、今はそこまで寒くないなと思いながら、実際に温暖化は進んでいるということを感じました。もちろん気候変動、風水害が大規模化していて、本当に待たなしの状態だと思います。COP27が今、行われていて、18日まで開催されていて、毎日のように報道されていますけれども、世界でも日本でも、もちろん荒川区でも気候危機を乗り越えるためにも、自分ごととして取り組んでいかなければいけないと私も思っております。

今回示されたアクションプランで示していくこと、本当に重要なことだなというふうに思いました。アクションプランに関してお伺いをしたいのですが、資料4のカーボンフットプリント、コラムというのが真ん中のところに掲載されていて、原材料の調達から廃棄、リサイクル、トータルでCO₂の排出総量がカウントされるということですが、新しい単語が多用されていて、ちょっと想像が付きづらいというか、もちろん注釈もたくさん入れていただいておりますが、その次のページをめくってみると、実際、ZEHというのは何だろうとかいろいろ思うところはあるのですが、でも、こうやって、数値的にこういうことをするとこれだけ削減されるんだという目安としてご覧いただくというのは、関心を高める上でも本当に大切だなというふうに思っていますが、ちょっと疑問もございまして、先ほども話がありましたけれども、例えば太陽光パネルの設置に関しては、ここでは1,180CFP削減効果というふうになっていますけれども、今は東京都の事業も始まって、大きく注目を浴びていますし、再エネの利用で必要だなというふうに思うのですが、廃棄に関しての問題も大きな課題になってくるし、これから本格化されてくると思うんです。いろいろな協議会ですとか東京都のほうも動き出しているというご説明がありましたけれども、この数字でかなり高い、1,180CFPの削減効果となっているんだけれども、もちろ

ん否定するわけじゃないんですけれども、これで合っているのかなとか、なかなか疑問というか、よく分からないんですけれども、これは目安として考えられるような、そして、廃棄のことも考慮されて記載されているようなものなのか、ちょっと教えてもらえますか。

(事務局) おっしゃるとおりで、これは加工、生産から廃棄までのCO₂の量というので試算をしたものでございます。この数値自体は2015年の数字をベースに、昨年、2021年に作成したものというようなことで資料のほうには書いていました。ですので、その後の動きについては、今回、この数値の中には更新されていないと思います。ですので、こちらの数値については、どのぐらいの頻度で更新されるかというのは、今、私の手元の資料といいますが、公開されている資料ではちょっと把握はできていなかったのですが、カーボンフットプリントの数値自体も、作った時点である程度古くなっているというのはあると思いますので、内容については、今後、都度、こういった形で更新されるかは私どもも見ていきたいと思っています。

(委員) 技術革新もありますから、これがどんどん進んで変わっていくものなのかなというふうに私も思いますので、どこまで追従ができるか分かりませんが、随時更新していただければいいのかなと思います。

あと、この中で最後のページに食や消費財、レジャーの項目に関して見ていたのですが、突き詰めれば、卵とか乳製品を含んでいる動物性食品を口にしない菜食主義者、最近、ヴィーガンという言葉も耳慣れてきましたけれども、衣類や化粧品などに関しても同様に続くような形のエシカル・ヴィーガンというのが、ある意味、突き詰めれば、自治体が進めるのかなというふうに思われてしまうのではないかという心配もあるのですけれども、個人の判断で取り組まれるというのは全く問題ないですし、やっていただければと思うんですけども、自治体からの発信となると、意味合いがちょっと違ってくると思うので、注意が必要だと思いますが、さじ加減というか、どんなふうにお考えでしょうか。

(事務局) まさにおっしゃったとおりでございまして、実は本来のカーボンフットプリントの基になった資料が恐らく英語の直訳バージョンだったと思うのですが、結構ストレートな訳でして、それこそ、肉を食べないとかそういった表記でした。これは私ども環境課の中でも、また、温暖化対策協議会の中でもいろいろご意見があって、またもんだ内容でして、自治体が区民の皆様にお

める内容として、どこまで書けば良いのだろうというのをいろいろ考えながら今回もお示したところでございまして、もしこの中でこの内容がどうなのというのがあれば、今でも結構ですし、この後でも教えていただいて、私どももこの書き方が今はベターだと思ってお示しさせていただいているのですが、もう少しソフトな使い方がありましたら、アドバイスをいただけたらと思います。

(委員) アドバイスというほどでもないのですけれども、自治体として発信していくためには、そういった点でも注意が必要なのかなというふうに思い、発言をさせていただきました。

あと、先ほどお話ありましたけれども、条例に関しては、区の責務に関しても、自らの事業に関して措置を講じるようなところが記載されたこと、当然ながら、評価しています。ヒアリングでも、150ものご意見を寄せていただいていたということでしたけれども、具体的にこの中から、それまでは載せなかったけれども、区民の方のご意見の中から具体化したようなことというのは、中にあるのでしょうか。

(事務局) もう既に具体化したことといたしますと、今回、省エネ家電助成事業とかは既に冷蔵庫の購入費用助成があるとありがたいと、まさに15ページの一番上に載っているようなところがあります。こういったものも全部反映するのはなかなか難しいかもしれませんが、皆様のご意見でございますので、先ほど出ておりました太陽光パネルの設置義務づけというのが今回できたことでもあるので、太陽光パネルの設置に関してもう少し支援をとという意味合いだと思いますが、そういったこともあります。また、植樹とか植林についても、もっとしっかりやっていくというので、今回、交流都市と連携した森林整備事業というのでも始めたところでございます。皆さんのヒアリング、アンケートを参考にしつつ、実効性のある施策をやっていきたいというふうに思っております。

(委員) どうもありがとうございました。12月にパブリック・コメントを実施されるということですので、その声もぜひ聞いていただいて、応じていただきたいと思います。

また、気候変動に関しては、多分、私たちよりもずっと若い世代の皆さんのほうが関心が高いのかなというふうに思っています。先ほどこういったことの発信を皆さんが受け止めやすいようにというご意見ありましたけれども、

私もそういうふうに思います。これまで以上に若い方にも関心を持っていただけるような工夫をしていただいて、発信を続けていただきたいなと思います。

以上です。

(会長) ほかにありますか。

(委員) 資料1の13ページの件で集中してご質問させてください。

いかにごみを減らしてCO₂を削減するかということのために、区民が一人一人、自分のこととして考えなければいけない時期に根本的に入ったと思っております。私は配食事業もやっていたことがあったので、そのときに、紙容器に何とかしたいとか、あるいは回収容器、主には回収容器でやっていたのですけれども、使い捨て容器に切り替えてほしいという要望もあったりして、ただ、紙容器を選びたくてもコストが20円、30円高くなってしまって、お弁当代を上げなければいけないということになったものですから、やはりプラ容器しか使えないなということで、そのときには紙容器にできなかったのですけれども、いよいよアクションプランを実行するために、区としても、紙容器の助成とか、あるいは容器代が出せなくても、例えばいろんな事業者を選定をかけて、シールを表に貼って協力を得られるような形にするとか、何かお考えはないのでしょうか。

(事務局) 私どものところでまず実施しているエコ助成制度につきましては、住宅とかの省エネに特化した内容になっておりますので、また新しい内容になってくるのかなと思っております。事業者さんとかになってきますと、産業経済部との連携というのを考えられると思います。すぐにこういった事業がというのは、なかなか今、ぱっと出てこないのですが、産業経済部のほうとも確認しまして、こういった内容ができるのかと。今、委員からご提案あったのは、容器の助成というような内容だというふうに承りましたが、こういった内容ができるのか調べてみたいと思います。

(委員) 容器を切り替えるために、こういうのがあるよということで、宣伝を含めて配食事業の業者さんに、例えばモデル容器みたいな感じで渡してもいいし、こういうのがあるんですよということで宣伝を進めてもいいのかなとも思っています。

あと、学校給食に関してなんですけれども、ちょうど先生方がいらっしゃ

るので。私たちが子どもの時代は瓶だったんですね。ちょっと重たいですけど、瓶でゴミを出さないようにということでしたんですけど、今、多分紙パックじゃないかなと思います。1年か2年くらい前だったか、紙パックの容器を洗って業者さんが回収するというようになったかと思いますが、その辺り、分かる方がいらっしゃったら、教えてください。

(委員) 牛乳パックにつきましては、子どもたちが今、牛乳パックを飲み終わったら開いてリサイクル業者に出す関係ということがあって、当時、アレルギーのお子さんにも触らない体制をどうやるかといういろいろ調べていたら、ほとんど今、瓶で生産している牛乳業者がないということ、東京都の場合は、東京都のほうで牛乳業者を選定した上で各市が選ぶというような形になっているようなので、あそこの牛乳は瓶だから、リサイクルも簡単には決められないという状況でした。まずそれで、私の知る限りではほぼ紙パックで、唯一、荒川区の下田臨海学園では瓶の牛乳を出していただけるんですけども、ほとんど瓶を見なくなってしまって、リサイクル業者さんが、荒川区は本当に去年からですけども、他区市では二、三年前から牛乳の業者さんがそのまま持っていきたくないの、リサイクルに出さなければいけない。そうすると、畳んだままで中に牛乳が少し残っている状態ではだめなので、開かなければいけないという形で変わってきたというところです。

教育委員会のほうといろいろ協議しながら、できる学校から少しずつやっていこうということ、アレルギーの対応も含めてやりながら、今年度は全部の学校で子どもたちが自分で開いているというふうになっています。

そうすると、それはストローを手に入れたいけれども、ストローなしで、開けたものを飲む形にして、ストローも出ないようにするというのも把握しております。

(委員) 事情はよく分かりました。そうすると、東京都自体が瓶に切り替えようという方針をある程度出さないと難しいということでしょうか。

(委員) 正確に東京都がどう選定しているか分かりませんが、いろんな事情があるかと思うんですけども、多分、瓶の業者さんがほとんどいないというようなことだとは思いますが、学校も本当は瓶のほうがいいかなと思ったりしますが、そういう状況だというふうに認識しております。

(委員) ありがとうございます。

あと、荒川区はプラスチックのごみについて、モデル回収をやっているのですけれども、これはいずれ全域となると、プラスチックの中に違うごみが混ざっていったりとか、そういうことが十分、ほかの区にも聞いていますので、あり得るということになると思うんですね。そうすると、1件1件、隅から隅まで、混じていたものに関して拾って回収しなければいけない職員の事情とか、あるいは出かけていって説明しなければいけない、そういうことが起こり得ますが、それに対して、委託業者の清掃職員が説明するというのは、やはり苦情も来たり大変なことで、私としては、清掃職員の方は区の職員がやるべきと思っているんですが、その辺りはいかがでしょうか。

(事務局) まず、プラスチックの取組についてから説明させていただきます。

今現在、本年4月にプラ新法と言われるものが始まりまして、プラスチックの一括回収ができるような枠組みが整えられたというところでございます。荒川区は、法の施行に先駆けまして、本年3月からモデル回収というものを一部地域、1,200世帯で実施しております。今、お伝えいただいたとおり、集めたプラスチックの組成を見ても、回収量としては9月までの7か月の累計になりますが、約12.5トン集めている中で残渣と言われるものが19%弱、そのうち可燃ごみが16.75%として大半を占めているというような状況でございます。

そういった中で、もちろん見た目の中で明らかにプラスチックと異なると分かるものがあれば、収集の段階で分別ということもありますし、今、申し上げた組成の割合というのは、一旦集めまして、中間処理施設のほうで中身を分別した際の組成割合で、プラスチックのリサイクルに向かないものはより分けていくという取組を実施してございますので、分別というところで一定、フィルターは中間処理の中で行われるというふうに思っております。

一方で、排出段階で出てきたもの、これは区民の方にきちんと分別していただくということが区として丁寧に説明し、ご理解をいただいた上で、適正な分別を進めていくというのが重要なことだと考えております。この点、区として、職員の力をもって啓発を進めていきたいというのは、これまでも実施してまいりましたし、今後も努めてまいりたいと考えてございます。

(事務局) 後半の職員の体制でございますけれども、こちらにつきましては、今、委員からご指摘あったとおり、全域のプラスチックの回収に向けて検討しております。いきなり全域の回収を始めるというわけではなくて、徐々に範囲を広げていくといった取組が必要になってまいります。どのエリアから拡大し

ていくのか検討しているところでございますが、それに見合う体制につきましては、こういった形が適切なのか、今後も検討を進めてまいりたいと考えてございます。

(委員) 荒川区は、退職者補充を最後の最後までやらないのかということで問題になっていると思うんですけども、CO₂削減に対してのプラスチックの回収を全域に早く取り組めるような職員体制をお願いしたいと思います。ぜひ副区長にお伝えをお願いいたします。

それと、集合住宅に住んでいる方が結構荒川区は多いのですけれども、電気自動車を進めるための施策として、66ページにやっている補助金があるということは、私、これを見て初めて知ったんですけども、具体的に教えていただけますか。

(事務局) マンションへのEVの充電ポートの設置の補助金といいますと、これは荒川区の事業ではございまして、東京都のほうでやっている事業でございまして、マンションの充電器の種類によりますが、全額あるいは半額が助成されるというような補助メニューを東京都のほうが持っております。それはこちらのほうに具体的な金額というのは書いていなかったと思いますが、充電スポットの拡充ということで今後やっていきたい、区のほうでも周知のほうはしていきたいというようなことで考えてございます。

(委員) ぜひ区報にこういうものを載せていただきたいと思います。私たち、マンション管理組合としても、こういうのは早く知っていれば、ぜひ取り入れたいと思うので、区報だよりは載せていただきたいと思います。

以上です。

(副会長) すみません。その点で今、実践をしてきた者がここにいるのですが、管理組合で電気自動車の充電ポートの設置をしました。国のほうから100万円、東京都からも同じ金額が出ます。管理組合として負担するべきものは、工事代の消費税分だけで大丈夫です。ただ、毎年、年度が変わるごとに予算がすぐ無くなるそうです。それをあっせんしてくれる業者がいますから、そういったところにまず相談をされて、1年前に準備をしませんと不可能です。

それと、大きな欠点は、充電器をいっぱい使わなきゃいけないのに、その場でつくった充電器はマンションの区分所有者しか使えません。外部には貸せません、今のルールでは。ただ、荒川区の7割がマンション生活をしてい

る人がいることを考えると、国にしても、都にしても、その辺のことを解除しないと、充電器を区が設置しても、隣のマンションに充電器をやっても、うちからは使えないという状況が出てくると思いました。

各メーカー、今、電気自動車を多く生産する計画をしているんですが、マンションの方は誰も買えない。では、何でうちが充電器をつけたかということ、住民とか近隣の人たちから、将来電気自動車を買いたいけどどうすればいいんだろうということで、トライしたという形なのですが、非常に皮肉ですが、外には貸せません。

(会長) ありがとうございました。

これでご質問なりご意見なり、委員さんからは大分出たのでございますが、それ以外にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、ちょっと私、一言いいですか。会長の立場で申し訳ございません。

先ほど来ずっと議論を聞いておりまして、大変内容の濃いご議論だったと思います。一言二言申し上げますと、CO₂の排出係数の問題、本質的な問題で、区の立場で一生懸命区民に働きかけてエネルギー消費量を減らしたところで、CO₂の排出量が国全体の原子力の増強によって変わってしまうじゃないかという、これは大変悩ましいことだと。ただ、私、さすがだなと思ったのは、実行計画の資料3に書いてありますが、削減目標の設定などがCO₂排出係数の影響を受けないように、エネルギー消費量で設定したというふうにありますので、これは自分たちのできることについて、自分たちで目標を決めるということといえば、こういう目標の決め方というのが正しい在り方だなと思います。これはある意味で、国、都、区としての責任の分担を明確にしたということで、いい判断だったと思います。

それから、委員の皆さん方から繰り返しあったのは、区民の皆さんにどのようにこの問題に意識を持ってもらうか、浸透させていくかということの議論が随分あったと思います。これは実は温暖化問題の本質だと私は思っているのですけれども、国がいろいろ政策をつくったり、あるいは自治体の立場で支援政策を打ち出していただいているけれども、そういうことを踏まえて、本当に一步踏み出すかどうかということは、まさに生活者である区民なり、あるいは事業者である立場の商店主だったり、そういう人たちの意識が変わるか変わらないかということだと私は思っておりまして、そういう意味では、意識改革がちゃんとできるか、あるいはそれを伴った社会改革がちゃんとできるかということだと思っております。その話と、先ほど来お話のあ

りました荒川区としての特徴はどこにあるのかというご議論もございました。私はこの仕事を長くさせていただいて本当に感じておりますのは、荒川区というのは、地域における町内会だったり、地域地域における住民のつながりというのは大変濃いものだと。しかも、清掃活動などを通じて、環境に対する関心が組織にちゃんと根づいているというお話があったものですから、それをテコにして政策を展開していくというのが1つの大きな荒川区としての特色なんじゃないかなということだと私は思っております。そういうことを反映したのだと思いますけども、この分厚い素案の中では69ページ、協働による取組ということで、この中で環境区民ということをお話しながら、協働の軸として、併せて、地域温暖化対策協議会を主体としておいて、そこに行政との協力の下に区民の意識を変えていくという、そういう活動の軸がここにできているのかなと思います。

一番最後に若干付け足しの感じになりますけど、環境区民というのが随分合っているので、事務局のほうも、荒川区としての取組ということをお話ということで目指したことで、そこに1つの軸にして活動を展開していこうというようなお考えであろうかなというふうに思って、ある意味では安心しております。

ただ、その上で申し上げますと、例の活動指標でありますけれども、実は経過を言いますと、このような荒川の特徴のみでなくて、行政として実際に何ができるのかということと、自分が請け負ったことの指標として評価できるものがあるという活動は必要なんだろうなということで、今の活動指標があったわけでございます。今回、確かにコロナの問題などもあって、うまくできていないという反省はあるでしょうが、そういう活動指標を使わないにしても、行政自らができる活動の実績を評価できるような仕組みというのをお考えになったほうがいいかなと思います。したがって、これを捨てるのではなくて、そういう課題が今後実際に区民の人たちに分かりやすい形でもって訴えるにはどうしたら良いのだろうかという観点からお考えになったらいいのかなと思っております。

すみません。会長の特権で少し長くしゃべりましたけども、以上でございます。

あと、皆さん方、ご質問なりご意見なりございますか。

よろしいでしょうか。

与えられた時間が若干過ぎてございますので、それでは、これで皆さん方のご意見をいただいたということにさせていただきます。

本日いただきましたご意見につきましては、事務局のほうで改めて確認、

検討をしていただきたいと思います。

最後に、今後のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

(事務局) お手元の資料6をご覧くださいでしょうか。こちらは今後のスケジュールでございます。この後、本日皆様からいただきましたご意見等も改めて確認、検討させていただいた後、12月中にパブリック・コメントを実施させていただきます。来年2月の上旬頃を予定してございますが、第2回の環境審議会におきまして、パブリック・コメントの実施結果並びに対応方針などについて改めてご説明をさせていただいた後に、3月下旬に改定というような段取りで今後進めていきたいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

(会長) ご説明ありがとうございました。

事務局からのご説明がありましたとおり、今後、計画や条例の素案につきましては、パブリック・コメントを実施していくこととなりますが、その前に本委員の皆様からいただいたご意見などを計画や条例の素案に適宜反映していくこととなりますが、その内容につきましては、私と事務局にご一任いただいでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

(会長) ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の審議を終了いたしたいと思います。この後、事務局から連絡事項等はございますでしょうか。

(事務局) ありがとうございます。本日の審議会の議事録につきましては、事務局でまとめたものを後日、委員の皆様にお送りさせていただきます。ご確認いただいた上で、ホームページのほうに掲載させていただきたいと思います。

また、次回の審議会の開催につきましては、先ほど申し上げましたとおり、パブリック・コメントの募集期間終了後の2月の上旬を予定してございます。詳細な日時などにつきましては、会長、副会長とご相談の上、改めてご案内をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

事務連絡は以上でございます。

それでは、本日は皆様、お忙しいところ、ありがとうございました。これ

で終了いたします。ありがとうございました。

閉会